

盛土規制法にかかる事業者向け説明会を開催

1 説明会の開催について

建設業協会や建築士会、行政書士会等各種業界団体に所属する事業者等に対して、盛土規制法の概要や規制対象行為及び申請手続き等についての説明会を開催します。

- | | |
|------|----------------------------------|
| ○日 時 | 令和7年1月28日（火）①午前10時30分～ ②午後1時30分～ |
| ○会 場 | 茨城県庁9階講堂（水戸市笠原町978-6） ※web方式併用 |
| ○参加者 | 事前に申込みのあった関係団体に所属する事業者等 |
| ○内 容 | 盛土規制法の概要や規制対象行為及び申請手続き等の説明 |

2 盛土規制法について

（1）「盛土規制法」とは

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を契機に、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土・切土・土石の堆積を包括的に規制するための「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行されました。

（2）制度の概要

- スキマのない規制
 - ・ 都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
 - ・ 土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等
- 盛土等の安全性の確保
 - ・ 許可基準に沿った安全対策を確認するため、施工状況の定期報告、中間検査、完了検査を実施
- 責任の所在の明確化
 - ・ 土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
 - ・ 土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等
- 実効性のある罰則の措置
 - ・ 無許可行為や命令違反等に対する罰則について、より高い水準に強化 等
 - ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

3 本県の状況

令和7年4月1日に県内全域（水戸市を除く）を規制区域に指定する予定です。区域指定後は、一定規模以上の盛土等行為について許可や届出が必要となります。

※ 水戸市は中核市であるため、市が自ら規制区域を指定する予定。